

社協・生活支援活動強化方針 一地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性一

平成24年10月29日 全社協 地域福祉推進委員会

（概要版）

【方針策定の背景・目的】

これまでの社協活動の課題

- これまで社協は、一貫して、地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協力し、事業や活動を通じて地域の実情に即して展開し、さらに住民参加による地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを進めて、行政とのパートナーシップを構築し、地域福祉の推進を図ってきた。
 - ・小規模ネットワーク活動や個別・小規模サービスなどの小規模福祉活動
 - ・ボランティア、市民活動センター事業や福祉教育などを通じて住民参加を促進
 - ・ゆとり相談事業やゆとりあいのまちづくり事業を通じて総合相談活動
 - ・ホームヘルプサービスなどの在宅サービスへの充実的な取り組み
 - ・生活困窮者に対する生活支援事業における経済的困難者への支援や権利擁護の取り組み等
- こうした長年の取り組みにより、先の社会福祉基本法改正では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記。

今日的な地域福祉課題と社協の使命

- 地域における生活課題の深刻化と広がり
- ・少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容
- ・経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等
- ・孤立や自決、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困難や経済的・虐待や悪質
- ・虐待などの深刻な課題など、地域における生活課題の深刻化、広がりが進む。

○ 「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、こうした今日の地域福祉の課題を挙げ止め、その解決に向けた取り組みを固めることが強く求められる。

策定の目的

- 現在の社協活動が、「地域住民が抱える今日的な生活課題の解決につながるのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るために、全国の社協が、これからの社協活動の強化の方向性を共有することを目指す。

【策定の経過】

- 平成24年5月17日
- * 委員会において、本年度の重点事業として「今日的な社協活動の理念や取り組みを事業の方向性の提示」を位置づけ、「社協・生活支援活動強化方針（仮称）」の策定を進めることを決定。
- 平成24年6月～9月
- * 常任委員会において協議。（企画小委員会において検討作業）
- * 全国の社会福祉協議会へ意見募集（9月）
- 平成24年10月29日 常任委員会において取りまとめ、決定

【方針の構成・内容】（★別紙参照）

- 今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に向える社協活動の方向性と具体的な事業展開について、『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』と『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』として示す。

【地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言】

- 今日の地域福祉の課題解決に向けて、全国の社協職員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有するものとして、「あらゆる生活課題への対応」「相談・支援体制の強化」「アウトリーチの徹底」「地域のつながりの再構築」「行政とのパートナーシップ」の5項目にまとめる。

【地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン】

- 『行動宣言』において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を示す。
- 『行動宣言』の実現に向けて求められる事業展開を「ステップ②」とし、「ステップ①」の実現に向けて当面必要とされる取り組みを「ステップ①」として整理。
- 各市区町村社協では、地域の実情や事業展開等の状況に応じ、アクションプランに示された内容を子チェック項目として今後の取り組みを検討し、明確にし、実行する。（アクションプランの推進に向けた全社協及び都道府県社協の役割）
- 基礎整備に向けた自治体との協議や働きかけ。
- 各市区町村社協における取り組み状況を把握し、職員研修や実践事例の提供などアクションプランの実施に向けた支援策の検討・実施。
- 事業規模の小きな社協等における複数社協が協働した取り組みに対して必要に際した支援。

【方針策定にあたっての考え方】

①相談と支援の強化について

- 経済的困難等の福祉課題の最終責任は行政であるが、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要。
- 市区町村社協は、これまでの住民参加の取り組みを基盤に、さまざまな関係機関との連携・協働のもと、地域住民が抱える生活課題を把握し、相談・支援につなげる機能を強化し、こうした取り組みを通じて福祉のまちづくりを推進。
- 先進市区町村における地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの社協配置などの地域福祉推進の充実の推進。

②実現に向けた基礎整備について

- 各自治体における地域福祉の推進の基盤づくりを図ることが重要。厳しい地方財政のなかではあるが、行政と地域の生活課題の共有化を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的な対応を通じて行政とのパートナーシップを構築し、基礎整備に取り組む。
- 厚生労働省において検討されている『生活支援情報』によって、今後展開される生活困難者への新たな支援施策を踏まえ、アクションプランの実現や地域福祉の基礎整備に向けて行政や関係者等との協議を進めることが求められる。
- その一方、自らの使命をひき、地域のさまざまな関係者との協働や共同資金などの民間財源の活用や既存事業の改善を通じて社協らしい事業に積極的に取り組む。

自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- ・ 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
 - ・ 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
 - ・ 平成22年度に行ったサンプル調査の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること
- これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

事例

- 長野県民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン
- 大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）
- 東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）
- 岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一覧化）
- 島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）
- 福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）
- 愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）
- 兵庫県たつの市（民生委員からの個別問合わせに随時対応）